

令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型＞
 公募要領（第5版） 第4版からの新旧対照表

No	頁	第5版	第4版
1	表紙	第4版:2022年10月3日	第4版:2022年6月17日
1	表紙	2022年10月	2022年6月
2	P1	第10回:2022年12月9日(金) 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則2022年12月2日(金)	第10回:2022年12月上旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則2022年12月上旬
3	P2	目次 11. 問合せ先	
4	P3	補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない場合には、補助金の交付は行いません。	補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、 <u>補助上限額引き上げ要件等</u> 、各種要件を満たしていると認められない場合には、補助金の交付は行いません。
5	P6	2. 補助対象者 <u>※2:既に税務署に開業届を提出しているも、申請時点までに事業を開始していない場合も対象外となります。採択後に判明した場合は、採択・交付決定の取消し等を行うことがあります。</u>	
6	P8	4. 補助率等 ○賃金引上げ枠、卒業枠、インボイス枠においては、補助事業の終了時点で一定の要件を満たす必要があります。満たさない場合は補助金の交付は行いません。	
7	P12	5. 補助対象経費 <u>(1)補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となりま</u>	5. 補助対象経費 <u>(1)補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となりま</u>

		す。また、補助金の額は、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額の合計額となります。	す。また、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額となります。
8	P14	③ウェブサイト関連費 販路開拓等を行うためのウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修、 開発 、運用をするために要する経費	③ウェブサイト関連費 販路開拓等を行うためのウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修、運用をするために要する経費
9	P16	⑧雑役務費 ○ウェブサイト関連費に係る雑役務費については、ウェブサイト関連費にて計上してください。	
10	P18	対象とならない経費例 ・有償レンタル・有償貸与を目的としたスペースの改装に係る費用	
11	P19	4) 自社内部やフランチャイズ チェーン ・ ボランタリーチェーン 本部との取引によるもの	4) 自社内部やフランチャイズ本部との取引によるもの
12	P19	22) <u>商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券・地域振興券等を含む)での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済・支払い</u>	22) <u>商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済・支払い</u>
13	P19	32) コンサルティング費用・アドバイス費用・相談費用(ただし、インボイス制度対応のための取引先の維持・拡大に向けた専門家(税理士、公認会計士、中小企業診断士等)への相談費用に限り、補助対象経費となる場合があります。)	
14	P21	6. 申請手続 (1) 受付開始及び締切 第10回: 2022年 12月9日(金) [郵	6. 申請手続 (1) 受付開始及び締切 第10回: 2022年12月上旬[郵送: 締

		送:締切日当日消印有効] (事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 原則2022年12月2日(金))	切日当日消印有効] (事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 原則2022年12月上旬)
15	P24	○申請書類一式の提出先を誤ると不採択となりますので、お間違えないようご注意ください。	○申請書類一式の提出先を誤ると受付を受理できませんので、お間違えないようご注意ください。
16	P27	8.補助事業実施期間等 第10回受付締切分 交付決定日から2023年7月31日(月)まで (補助事業実績報告書提出期限) 2023年8月10日(木)	8.補助事業実施期間等 第10回受付締切分 第10回受付締切日が確定しましたら掲載します
17	P28	9. 補助事業者の義務 ○なお、採択となっても、 <u>交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、補助金事務局等の指示に従って申請書類の訂正・再提出してください。</u> (交付決定を受けても実績報告時に要件を満たしていないと認められる場合には、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。また、対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう補助金事務局等から連絡を受けます。)	9. 補助事業者の義務 ○なお、採択となっても、 <u>交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、補助金事務局等の指示に従って申請書類の訂正・再提出してください。</u> (交付決定を受けても実績報告時に 補助上限引き上げ 要件を満たしていないと認められる場合には、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。また、対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう補助金事務局等から連絡を受けます。)